

NO.	項目	箇所	意見	御意見の内容（要旨）	県の考え方		中間案への反映
					結論	理由	
前文							
1		2段落	説明会	「障害を理由とする差別の解消」を基本理念とし、「地域社会づくり」を重点施策と書き換えるべきではないか。	御意見として賜ります	この部分は、県が策定している「障害者プラン」の基本理念と重点施策を記載しております。	
2		2段落	説明会	第二段落において、このような施策を進めてきたにもかかわらず、何故差別の解消ができないのか理由や反省に触れてはどうか。	御意見として賜ります	本段落では県のこれまでの取組を記載しており、差別の解消が十分に進んでいない現状については次の段落に記載しております。	
3		3段落	説明会	「情報の取得又は利用のための手段」に加え、「意思疎通のための手段」も追加していただきたい。	中間案に反映いたします	「情報の取得又は利用のための手段」の後に「意思疎通のための手段」を追加します。	○
4		3段落	説明会	社会的障壁の例示が情緒的なものに偏っているので、障害者基本法の含意を正確に表す文言を用いるべきである。	現在の規定で読み込める内容となっております	社会的障壁の定義については、障害者基本法の定義を踏まえ、2の③に規定しております。なお、この部分は条例検討会において障害を理由とする差別は障害や障害のある人に対する理解不足に起因しているとの御意見を尊重した表現としております。	
5		3段落	説明会	障害者が差別によって自尊心が低下した等の文言や県民の中には差別意識を持った人がいた等の文言を加えてはどうか。	現在の規定で読み込める内容となっております	「不当な差別的取扱い」や「暮らしにくさ」等に包含される内容と考えております。	
6		5段落	説明会	「手話、文字表示、点字、・・・」の「文字表示」が何を指しているのか一般の人には分かりにくいのではないか。	中間案に反映いたします	「文字表示」を「拡大文字、筆記」に修正します。また、「音声通訳」を「音声」に修正します。	○
7		6段落	説明会	法律の趣旨を踏まえ、の後に「障害のある人に対する差別をなくし、」と追加すべきである。	現在の規定で読み込める内容となっております	障害のある人に対する差別の解消はこの段落の前の5段落目で言及しております。	

8			説明会	前文の中に、障害者権利条約のことを明記していただきたい。	中間案に反映いたします	「障害者基本法及び障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」の前に「障害者の権利に関する条約」を追加します。	○
第一章							
9	目的	1	説明会	共生社会を実現するために、差別解消や手話言語条例を制定する旨を明記してはどうか。	現在の規定で読み込める内容となっております	「障害を理由とする差別の解消を図り」と言及しています。	
10	定義	2-①	説明会	難病の定義をカッコ書きで入れているが、かえって対象範囲を狭めてしまうのではないか。	中間案に反映いたします	難病の後のカッコ書きを削除します。	○
11	定義	2-①	説明会	単に「難病」と書いているだけでは、難病とはどのようなものか、不当な差別を受けてきた歴史も含めて分からない。カッコ書きで表現を加えるなど、工夫が欲しい。	中間案に反映いたします	難病の後のカッコ書きを削除するとともに、ガイドラインの中にも盛り込んでまいります。	○
12	定義	2-①	説明会	障害のある人は、障害者手帳を持つ人に限られるのか。（質問）	ガイドライン作成時の参考といたします	手帳の有無は問わず、何らかの障害により日常生活に支障がある方と幅広く定義しております。ガイドラインでもその説明を盛り込みます。	
13	定義	2-①	説明会	条例上、難病も「障害」に含むことは承知だが、単に「障害」という表現が条例の中に続いていくと、難病が障害に含まれていることが意識されにくくなるのではないか。	ガイドライン作成時の参考といたします	難病に起因する障害があり、その障害や社会的障壁により生活に困難を抱えている方も「障害のある人」に含まれることを、ガイドラインを通じて普及啓発していきたいと考えております。	
14	定義	2-①	説明会	発達障害と精神障害は別の障害なので、「発達障害を含む精神障害」という表現は不適切である。	御意見として賜ります	障害者基本法や差別解消法では、「精神障害（発達障害を含む。）」と規定しており、総合支援法でも発達障害者を精神障害者に含めていることから、このように規定しております。	

15	定義	2-①	説明会	「障害のある人」の定義をなるべく広く定義していただきたい。	御意見として賜ります	本条例では、障害者基本法や差別解消法の「障害者」の定義を踏まえ、このように規定しており、いわゆる障害者手帳の所有者に限られないものとして定義しております。	
16	定義	2-②	説明会	事業者には、医療機関も含まれるのか。（質問）		ありとあらゆる事業を行うものを「事業者」と定義していることから、医療機関も含まれます。	
17	定義	2-③	説明会	社会的障壁の定義の中に「障害がある人」が出てくることから、「障害のある人」の定義と循環論法になってしまっているのではないかと。	中間案に反映いたします	御指摘の箇所は、「障害がある者」と規定すべきところでした。中間案までに修正いたします。	○
18	定義	2-④	説明会	障害の社会モデルの定義に「いわゆる」という文言を入れてはどうか。世界の趨勢は「人権モデル」となっている。	中間案に反映いたします また、ガイドライン作成時の参考といたします	定義の規定から削除し、基本理念⑤の中でかっこ書でその内容を記載することにしました。 なお、社会モデルの考え方及び人権モデルについては、ガイドライン作成時に反映したいと考えております。	○
19	定義	2-④	説明会	障害の社会モデルの定義は、学識者により生み出された言葉で、社会一般的にこの文章を読んだだけでは理解しにくい、馴染みにくいと感じる。	ガイドライン作成時の参考といたします	御意見につきましては、ガイドライン作成時の参考といたします。	
20	定義	2-⑤	協議会	合理的配慮について、意思の表明がない場合であっても、社会的障壁の除去を必要としていることが明白である場合には、適切と思われる配慮を提案するために、建設的対話を働きかけるなど、自主的な取り組みに努めることが望ましいということを条文の中に生かすとよいのではないかと。	ガイドライン作成時の参考といたします	御意見の趣旨は、差別解消法の基本方針において、「自主的な取組に努めることが望ましい」との規定となっていることから、ガイドラインの中に盛り込むことが適切と考えております。	

21	定義	2-⑤	説明会	「合理的配慮」は事業者や県民にとって馴染みのない概念だと思うので、しっかりと普及啓発に取り組んでいただきたい。	ガイドライン作成時の参考といたします	合理的配慮については、ガイドラインの中で基本点な考え方や具体例を示しながら事業者・県民への普及啓発に取り組んでいきたいと考えております。	
22	定義	2-⑤	説明会	そもそも「不合理」な配慮とはどのようなものか、その辺の記載があるとよいと思う。	ガイドライン作成時の参考といたします	合理的配慮のイメージについては、ガイドラインの中で例をあげていきたいと考えております。	
23	定義	2	協議会説明会	「障害を理由とする差別」は、「不当な差別的取扱い」と「合理的配慮をしないこと」だと定義していただきたい。	現在の規定で読み込める内容となっております	7の「障害を理由とする差別」として、「不当な差別的取扱いの禁止」と「合理的配慮」に関する規定をしております。	
24	定義	2	説明会	「障害を理由とする差別」について、障害者権利条約の定義を参考に規定してはどうか。	御意見として賜ります	差別の定義を設けると、その定義から漏れてしまうものが出てくるおそれがあることや、解釈の違いによる混乱なども想定されることから、あえて差別について定義はしないこととしております。	
25	定義	2	説明会	「障害を理由とする差別」について定義してはどうか。	御意見として賜ります	差別の定義を設けると、その定義から漏れてしまうものが出てくるおそれがあることや、解釈の違いによる混乱なども想定されることから、あえて差別について定義はしないこととしております。	
26	定義	2	説明会	「環境の整備」を定義してはどうか。	御意見として賜ります	定義規定は条例に出てくる文言について定義するものと考えております。なお、環境の整備については、ガイドラインに記載したいと考えております。	
27	定義	2	説明会	「不当な差別的取扱い」を定義してはどうか。	ガイドライン作成時の参考といたします	「不当な差別的取扱い」については、基本的な考え方を含めガイドラインに記載したいと考えております。	

28	基本理念	3-②以降	説明会	②から④について、主語が「全ての障害のある人は」となっているが、「全ての県民」と改めた方が、県民にとっても受け入れやすく、あるべき姿に近いのではないかと。	御意見として賜ります	②から④については、障害者基本法を踏まえており、内容としては障害による制約や配慮を必要とするものであることから、主語を「全ての障害のある人は」としております。
29	基本理念	3-③	説明会	「利用のための手段」は、例えば、目も不自由な盲ろう者が情報取得や情報保障を受けるために必要な手段も含まれると理解してよいか。(質問)		含まれます。
30	基本理念	3-③	協議会	精神障害者は、自らの意思の発信に困難を抱えているが、この規定にはそのような人が読み込めないのではないかと。	現在の規定で読み込める内容となっております	障害特性により、自らの意思決定や意思表示について支援を必要とする方々も含め「意思疎通のための手段についての選択の機会が確保される」ことを規定しております。また、合理的配慮の定義では、本人の意思の表明に加え、障害のある人の家族その他の関係者が本人を補佐して行う意思の表明も含めており、自らの意思の発信に困難を抱えている方にも配慮しております。
31	基本理念	3-④	説明会	複合的な原因の例示として、「経済的」という文言を加え、障害者の貧困を意識してはどうか。	現在の規定で読み込める内容となっております	「その性別、年齢等」の「等」で読み込める内容であると考えております。
32	基本理念	3	説明会	基本理念に、「全て障害者は、可能な限り、どこで誰と生活するかについての選択の機会が確保され、地域社会において他の人々と共生することを妨げられないこと。」を規定すべきである。	現在の規定で読み込める内容となっております	基本理念⑤では、「多様な人々により地域社会が構成されているという基本認識の下」と規定されており、この規定で読み込めるものと考えております。

33	基本理念	3	説明会	地域における障害者差別も大きな問題であると思うので、そういった視点からの記述もあっていいのではないか。	現在の規定で読み込める内容となっております	基本理念⑤では、「多様な人々により地域社会が構成されているという基本認識の下」と規定されており、この規定で読み込めるものと考えております。	
34	県の責務	4	説明会	県の責務に懲戒処分の規定を設けてはどうか。あるいは、県の対応要領に加えてはどうか。	御意見として賜ります	県の責務には、県が取り組むべき体制整備や必要な施策の実施等の内容を規定しており、懲戒処分を規定することは考えておりません。	
35	県の責務	4	説明会	県の果たすべき責務について、障害福祉計画などの基本計画に含まれない問題も多いと思うので、個別具体の長期計画も対象に含まれるのだということを明示してはどうか。	現在の規定で読み込める内容となっております	個別具体の計画も、障害を理由とする差別の解消のための体制整備及び共生社会の実現に向けた必要な施策の策定で読み込める内容と考えております。	
36	県の責務	4	説明会	障害のある人とも協力・連携するよう規定すべきではないか。	現在の規定で読み込める内容となっております	同項の「障害者団体」や「その他の関係者」で読み込める内容と考えております。	
37	県民及び事業者の責務	5	説明会	県民の責務と事業者の責務は別々に規定すべきである（7の「障害を理由とする差別の禁止」では、事業者と県民は別々に規定されている）。	御意見として賜ります	本条例では、県民の責務と事業者の責務について、同一の内容としていることから、ひとつにまとめております。 なお、7の「障害を理由とする差別の禁止」では、事業者と県民では規定している内容が異なることから別々に規定しております。	
38	県民及び事業者の責務	5	説明会	障害当事者の責務について、「社会的障壁の除去について必要な支援を伝えることにより理解を得られるよう努めること」を可能な範囲で行うよう規定してはどうか。	御意見として賜ります	障害のある人の責務を独立して規定した場合、そのことが障害特性によっては、障害のある人の負担になることも考えられることから、広く「県民の責務」で包含した表現とした方がよりよいと考えております。	

39	財政上の措置	6	説明会	財政上の措置は、文末を「措置を講じる」と言い切るべきである。	御意見として賜ります	地方自治法上、予算の議決は議会の議決事項となっていることから、「講ずるよう努めるものとする」と規定しております。	
第二章							
40	障害を理由とする差別の禁止	7-1	説明会	その他の関係者とは、どのような範囲まで含まれるのか。(質問)	ガイドライン作成時の参考といたします	家族以外で、障害のある人を支援する方を「関係者」として想定しておりますが、範囲については、具体的な個々の事情の下で判断することになります。ガイドライン作成時に反映いたします。	
41	障害を理由とする差別の禁止	7-1	説明会	障害者の権利侵害が何かを示さなければ、県民にとってわかりにくくなるので、条例には分野別の規定を設けるべきである。	ガイドライン作成時の参考といたします	障害を理由とする不当な差別的取扱いは全て重大な事案であるにもかかわらず、条例に記載されているものとされていないものがあるということは避けるべきだと考えております。御指摘のあった分野別の規定につきましては、ガイドラインに盛り込み、周知徹底を図っていきたいと考えております。	
42	障害を理由とする差別の禁止	7-1	説明会	「権利利益」だけでなく、「権利利益とその行使・享受」と修正すべきである。	現在の規定で読み込める内容となっております	御指摘の権利の行使や享受についても、「権利利益を侵害してはならない」で読み込める内容であると考えております。	
43	障害を理由とする差別の禁止	7-3	協議会説明会	事業者だけでなく、県民にも合理的配慮の適用を義務づけるべきである。	御意見として賜ります	条例では、合理的配慮は、県又は事業者がその事務又は事業を行うに当たり、その業務に付随するものとして実施されるものとしております。「県民」には、県又は事業者からの協力の求めに応じるよう努めるものとしております。	

44	障害を理由とする差別の禁止	7-3	説明会	合理的配慮の義務化は事業者のプレッシャーになるのではないか。	御意見として賜ります	合理的配慮は、建設的な対話をし、過重な負担とならない範囲で、何ができるかを障害のある人と一緒に考えることもその一環ととらえております。こうした考え方について、ガイドラインも活用しながら、事業者への普及啓発を行っていきたいと考えております。
45	障害を理由とする差別の禁止	7-3	説明会	合理的配慮をしなければならない場合の要件について、事業者に分かるようにガイドラインに記載していただきたい。	ガイドライン作成時の参考といたします	合理的配慮の考え方について、ガイドラインには丁寧に記載したいと考えております。
46	障害を理由とする差別の禁止	7-3	説明会	合理的配慮の具体的な事例を何らかの形で明示していただきたい。	ガイドライン作成時の参考といたします	合理的配慮の考え方について、ガイドラインには丁寧に記載したいと考えております。
47	障害を理由とする差別の禁止	7-3	説明会	事業者の合理的配慮を義務化しても、罰則規定がなく実効性に乏しいのではないか。	御意見として賜ります	相談体制や助言・あっせんの仕組みの整備のほか、正当な理由のないあっせん案の拒否等について、事業者名を公表することを規定し、実効性を確保したいと考えております。
48	障害を理由とする差別の禁止	7	説明会	合理的配慮の基礎としての「環境の整備」の視点を明確にすべきである。	ガイドライン作成時の参考といたします	環境の整備については、ガイドラインに記載したいと考えております。なお、「だれもが住みよい福祉のまちづくり条例」では、高齢者、障害者等が社会参加するために必要な環境の整備について規定しております。
49	障害を理由とする差別の禁止	7	説明会	普及啓発のガイドライン作成時には、目に見える障害だけでなく、精神や難病などについてもバランス良く入れて欲しい。	ガイドライン作成時の参考といたします	ガイドライン作成時の参考といたします。



50	障害を理由とする差別の禁止	7	説明会	性的マイノリティの方たちに対する差別も本条例の対象としているのか。(質問)		本条例は、障害を理由とする差別の解消を通じて、障害のある人もない人も共生する社会づくりを目指していくことを目的としております。御指摘の性的マイノリティは、本条例が想定している「障害」や「障害のある人」には当てはまらないと考えております。	
51	障害を理由とする差別の禁止	7	説明会	本人が差別だと気付かずに差別を行っていることもあるので、それをガイドラインの中で示していただけるとありがたい。	ガイドライン作成時の参考といたします	ガイドラインには、様々な差別的取扱いの具体例を記載することにより、事業者・県民への普及啓発に取り組んでいきたいと考えております。	
52	特定相談	8-1	協議会説明会	「特定相談」という言葉に違和感がある。	中間案に反映いたします	「障害を理由とする差別に関する相談」に修正いたします。	○
53	特定相談	8-1	説明会	雇用されている人が障害を理由に不当な差別を受けた場合には、労働基準監督署に相談していると思うが、条例制定後の窓口や実際に対応するのはどこになるのか。(質問)		雇用関係にある方については、労働基準監督署等の従来の窓口を利用できるほか、本条例では差別に関する相談については幅広く受け付けることとしておりますので、県でも相談対応をいたします。 なお本条例では、相談では解決しない場合、助言又はあっせんの申立てを認めていますが雇用関係にある方の申立ては対象外としております。	
54	特定相談	8	説明会	どのようなことを相談すればいいか事例を何らかの形で具体的に示していただきたい。	ガイドライン作成時の参考といたします	障害を理由とする差別に関する様々な相談に対応したいと考えております。なお、ガイドラインには、不当な差別的取扱いと思われる例についても記載したいと考えております。	

55	特定相談	8	説明会	相談窓口へ足を運ぶのが大変なケースも多いと思われるので、訪問による相談が十分できる予算措置を検討していただきたい。	御意見として賜ります	障害を理由とする差別の相談については、電話での対応のほか、各市町村でも相談を受け付けておりますので、利用しやすい方法を選択していただきたいと考えております。
56	特定相談	8	説明会	相談窓口へのアクセス方法は多い方がいいので、各市町村の役場や公共施設などに投書箱を配置したり、Webサイト、メール、チャット、オンライン会議システムなどで相談できるようにって欲しい。	御意見として賜ります	障害を理由とする差別の相談については、個人情報保護の観点から慎重に取り扱う必要があり、また相談内容を確認しながら対応する必要があることから、電話や面談での対応が基本になると考えております。
57	特定相談	8	説明会	相談とまでいかななくても、「差別を受けた」「不快に感じた」「こんな配慮が欲しい」などの意見も、多種多様な手段で障害者が気軽に表明できるような仕組みがあるとよい。	御意見として賜ります	相談窓口等を通じて様々な意見をいただくとともに、日常生活等の場面において当事者同士が建設的な対話を重ねていくことが、共生社会の実現には不可欠であると考えております。
58	特定相談	8	説明会	相手が不明な場合や、個人の場合であっても特定相談を受け付けていただきたい。	現在の規定で読み込める内容となっております	障害を理由とする差別に関する相談については、幅広く応じたいと考えております。なお、相談内容により、紛争解決のためにより適した関係行政機関を御案内する場合があります。
59	特定相談の委託	9-1	説明会	相談業務の全部を委託することはせず、県が責任をもって相談にあたって欲しい。	御意見として賜ります	相談業務を委託する場合でも、県に直接相談することを希望する方には、県において相談対応いたします。
60	特定相談の委託	9-1	説明会	相談機関は委託とせず、県機関として圏域ごとに設けるべきである。	御意見として賜ります	障害を理由とする差別に関する相談については、県だけではなく市町村でも対応しておりますので、お住まい近くの相談窓口を利用することができます。

61	特定相談 の委託	9-1	説明会	相談業務を委託するのであれば、委託先の独立性を担保する規定等が必要ではないか。	御意見として賜ります	県が業務を委託するにあたっては、当該業務を適切に遂行する能力があるかを判断した上で委託することとしております。
62	助言又は あっせんの 申立て	10-1	協議会 説明会	「その他の関係者」には、支援者も含まれると理解してよいか。当事者によっては、意思疎通や情報の送受信が困難な人もいるため、支援者も含めていただきたい。	現在の規定で読み込める内容となっております	「その他の関係者」には、支援者も含まれます。その考え方については、ガイドラインに盛り込んでまいります。
63	助言又は あっせんの 申立て	10-2 ②	協議会 説明会	同一の事案について、過去に助言又はあっせんの求めを行ったことがあることを理由に門前払いしていいの か疑問である。	御意見として賜ります	同一の事案について、繰り返し助言やあっせんの求めができたとしても、事実関係に変わりがない場合には、調整委員会でのあっせん案の内容に大きな変更は想定されないこと、また対応する事業者に過度な負担を求めることになるため、再度の申立てを認めることは難しいと考えております。
64	助言又は あっせんの 申立て	10-2 ②	協議会 説明会	新たな事実が発覚した場合は、同一事案であっても助言又はあっせんの申立てができる旨の但し書きを加えてはどうか。	ガイドライン作成時の参考といたします	実際の運用にあたっては御指摘のとおり運用することを想定しております。その取扱いについてはガイドライン等に記載することにしたいと考えております。

65	助言又はあっせんの申立て	10-2 ③	協議会 説明会	助言又はあっせんの申立ての対象外とするものについて、対象事案の発生日から3年と明確に区切る必要はないのではないか。	中間案に反映いたします	対象外とするものとして、発生から3年を経過したものであっても「その間に申し立てをしなかったことにつき正当な理由がある場合を除く。」とする規定を追加します。 なお、対象事案の発生から時間が経過すると事実の確認が困難になるとともに、民法上、不法行為の消滅時効が3年とされていることを踏まえると、3年以上遡る事実についての調査協力義務を事業者に課すことは、事業者に対して過度な負担を求めることになるため、原則として、発生から3年を経過した対象事案については、助言又はあっせんの対象外とせざるを得ないと考えております。	○
66	助言又はあっせんの申立て	10	説明会	障害者差別解消支援地域協議会がこの4年間機能していないことを踏まえ、相談様式等を整備し、統計データを収集すること。	御意見として賜ります	助言やあっせんの事例については、県民に共有されるようにフィードバックをしっかりと行っていくことが重要であると考えておりますので、事例の集積をしっかりと行っていきたいと考えております。	
67	助言又はあっせんの申立て	10	説明会	助言又はあっせん案に不服がある場合に不服を申し立てることができる条項を入れていただきたい。	御意見として賜ります	助言やあっせんはいわゆる行政処分には該当しないため、不服申立の規定を設けることは考えておりません。あっせんは紛争当事者双方の歩み寄りにより、その解決を目指す制度であることをご理解願います。	
68	助言又はあっせん	12-8	説明会	あっせんを行わないこととしたときやあっせんを終了したとき、知事に報告するだけでなく、申立者にも通知すべきではないか。	中間案に反映いたします	「当事者にその旨を通知する」ことを追加いたします。	○

69	助言又はあっせん	12	説明会	あっせんを行う調整委員会にもう少し権限を持たせて、全ての差別的事例について県民に公表すべきではないか。	御意見として賜ります	調整委員会には、当事者へのあっせん案を提示する役割を担ってもらうこととしています。 なお、差別的事案の解決に向けては、例えば雇用の関係であれば労働局を相談窓口として案内する等、関係行政機関等と連携して取り組むことが重要と考えております。 また、助言やあっせんの事例については、県民に共有されるようにフィードバックをしっかりと行うことが重要であると考えておりますので、事例の集積をしっかりと行っていきたいと考えております。	
70	調整委員会	15-2	説明会	10人以内の委員の割合を条例に規定していただきたい。	御意見として賜ります	条例では、特定の分野に偏ることなく様々な分野の方で構成できるように規定しております。	
71	調整委員会	15-3 ②	協議会 説明会	障害のある人とその家族では立場が違うので、「又は」ではなく「及び」としていただきたい。	中間案に反映いたします	委員として次に掲げる者について、「障害のある人」と「障害のある人の家族」をそれぞれ別途規定いたします。	○
72	調整委員会	15	説明会	調整委員会について公開していただきたい。	御意見として賜ります	仮に公開するとなると、助言又はあっせんの求めの利用をためらう方が想定されること、また個人情報保護の観点からも好ましくないため公開は考えておりません。 なお、あっせんに係る事案につきましては個人情報を伏せた上で概要やあっせん案を公開し、県民の皆様へフィードバックしていきたいと考えております。	

73	市町村条例との関係	16	説明会	市町村で助言やあっせんに準ずる指導等を行っても解決しない事案を県にもってくるとい流れも考えられるので、もう少し県条例の市町村条例との積極的な関わりについても意識してはどうか。	御意見として賜ります	市町村で助言やあっせんをした事案について、県で再度受け付けるとなると、仮に事業者が誠実に助言やあっせんの内容に沿った対応をしても、再度対応を求められ、事業者の負担が過重となることから、同一事案の受け付けは行わないこととしております。	
74			説明会	第二章が「障害を理由とする差別の解消の推進に関する施策」となっているが、相談については別章にした方がよいのではないか。	中間案に反映いたします	第二章は、「障害を理由とする差別の解消のための体制整備」とし、調整委員会の規定は、第四章「障害のある人の相談に関する調整委員会」として別章立てとします。	○
第三章							
75	啓発活動	17	説明会	普及啓発にあたっては、障害ごとの特性や困っていることを県民に理解してもらえるようにして欲しい。	ガイドライン作成時の参考といたします	ガイドライン作成時の参考といたします。	
76	啓発活動	17	説明会	公共交通機関に乗ると様々な障害に関するマークがあるが、それらについての普及啓発を図ってはどうか。	ガイドライン作成時の参考といたします	ガイドライン等の県民向けの普及啓発資料の中で、表示やマークの意味するところを分かりやすい形で紹介したいと考えております。	
77	教育	18	説明会	今の規定では県立学校のみの規定とも読み取れるので、市町村の教育委員会や学校法人との連携を規定してはどうか。	現在の規定で読み込める内容となっております	4の「県の責務」において、県は施策を策定し実施するにあたっては市町村や事業者、その他の関係者と協力、連携して取り組むこととしており、御指摘の学校法人は「事業者」や「その他の関係者」で読み込める内容と考えております。	

78	教育	19	説明会	県は障害のある人とない人の交流を積極的に推進するとあるが、その具体的内容を説明していただきたい。 (質問)		現状における取組としては、障害のある人の社会参加促進という観点で、障害者スポーツや障害者の芸術文化の取組に対する支援を行っております。これらの取組も含め、今後の施策展開について検討していきたいと考えております。	
79	情報保障	20-1	説明会	多様な情報提供の方法についてもう少し具体的に記載されてもよいのではないかと。	ガイドライン作成時の参考といたします	障害特性に応じた情報保障については、ガイドラインに記載したいと考えております。	
80	情報保障	20-3	説明会	「可能な限り」は省いた方が県民や障害者に分かりやすいのではないかと。	御意見として賜ります	予算的・技術的制約等もあることから、「可能な限り」という文言を入れております。	
81	情報保障	20	説明会	情報保障に関する記述が少ないように感じる。	中間案に反映いたします	「多様な情報提供の方法」を「多様な意思疎通等の方法」に修正いたします。	○
82	情報保障	20	説明会	情報コミュニケーション条例を来年度以降制定すべきである。 また、「視覚障害者等の意思疎通等のための手段の確保の促進に関する法律案」と比較すると「情報保障の推進」に規定している内容では不十分である。	現在の規定で読み込める内容となっております	本条例の中で、情報保障も規定していることから、別途情報コミュニケーションについての条例を制定することは考えておりません。	
83	情報保障	20	説明会	情報保障だけでなく、意思疎通（コミュニケーション）保障も明記すべき。	現在の規定で読み込める内容となっております (一部中間案に反映いたします)	情報保障の推進として、「障害の特性に応じた多様な意思疎通等の手段が普及するよう必要な施策を講ずる」ほか、「意思疎通を支援する者の養成、確保及び技術の向上のために必要な施策を講ずる」こととしております。なお、コミュニケーションそのものを拒否されたという場合には、「障害を理由とする差別」に関する事案と考えております。	○

84		20	説明会	情報保障の推進の項目に「人材確保」の項目を追加していただきたい。	中間案に反映いたします	「意思疎通を支援する者の養成」の後に、「確保」を追加いたします。	○
85			説明会	町内会や民生委員の活用について、記載してはどうか。	御意見として賜ります	地域の実情も踏まえ、様々な関係者の協力・連携が必要なものと考えております。	
第四章							
86			説明会	第四章の表題を「雑則」ではなく「その他」等の表現にできないか。	御意見として賜ります	章立の見出しは、先例などを踏まえ「雑則」としております。	
87			説明会	対応指針（ガイドライン）作成を明記してはどうか。	御意見として賜ります	ガイドラインは、啓発活動の一環として作成し、普及啓発に広く活用してまいります。	
附則							
88	検討	3	説明会	条例のモニタリング及び見直し規定を入れてはどうか。また「検討を加え」は、「見直しを加え」としてはどうか。	御意見として賜ります	条例の内容については、関係法令の施行状況や社会情勢の変化等を勘案しながら条例の内容について検討を行い、その検討結果に基づいて、見直しを含め必要な措置を講じたいと考えております。	
89	検討	3	説明会	「必要な措置を講ずるものとする。」は見直しと理解してよろしいか。	現在の規定で読み込める内容となっております	「必要な措置」には、条例の見直しのみではなく、本条例に則した県の施策も含む広い概念として使用しております。	



90			説明会	手話言語条例や情報コミュニケーション条例との関係を明記してはどうか。	御意見として賜ります	手話言語条例は、「言語としての手話及びろう者に対する理解の促進」と「手話の普及」を図り、ろう者が手話を使用して暮らしやすい地域社会を実現することを目的としており、本条例との関係を明記することは予定していません。また、本条例は、情報保障も規定していることから、これとは別に情報コミュニケーションについての条例を制定することは考えておりません。	
91			説明会	県障害者差別解消支援地域協議会との関係を明記してはどうか。	御意見として賜ります	県障害者差別解消支援地域協議会は、差別解消法を根拠としているものであることから、条例で改めて関係を規定する必要はないと考えております。	
その他							
92			協議会説明会	条例の中に自然災害の規定を設けるべきである。	御意見として賜ります	県が制定している「だれもが住みよい福祉のまちづくり条例」において、「防災上の配慮」を規定していることから、本条例での規定は考えておりません。 【参考】「だれもが住みよい福祉のまちづくり条例」 第十一条 県は、防災に関し、高齢者、障害者等に配慮した情報の提供、避難のための施設の確保等の施策の推進に努めるものとする。	
93			協議会	ガイドライン作成には、合理的配慮についてわかりやすい形で策定していただきたい。	ガイドライン作成時の参考といたします	ガイドライン作成時の参考と致します。	

94		協議会 説明会	条例の名前は、障害者差別解消条例とすべきではないか。	御意見として賜ります	この条例の目的は、障害を理由とする差別の解消を図り、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に寄与することであることから、このような仮称としております。
95		協議会	条例大綱についてのヒアリングの団体の中に、条例の検討会の構成員として参加した方も含めていただきたい。	御意見として賜ります	団体への説明会については、検討会の構成員が加盟する団体にもお声がけさせていただきます。
96		説明会	条例制定による具体的な効果は何か。（質問）		条例は制定して終わりではなく、条例に基づいてどのような施策を展開していくかが重要と考えております。その上で、本条例の制定を契機に、障害のある人や障害特性について県民が知る機会が増えれば、それが一番の効果ではないかと考えております。
97		説明会	条例の中に、障害者の「自立」という言葉を入れていただきたい。	御意見として賜ります	本条例は、障害福祉全般ではなく、差別解消を通じた共生社会づくりに絞った形の条例であることから、障害のある人の「自立」についての規定は設けておりません。なお、県の障害福祉行政についての計画である障害者プランでは、障害者の自立を大きな柱としており、様々な事業を展開しております。

98		説明会	貧富の差による障害者間の格差も差別ではないか。	御意見として賜ります	本条例は、障害を理由とする差別的解消を通じた共生社会づくりを目的とした条例であることから、経済力の格差是正を特に規定はしていません。もっとも、経済的な原因から特に困難な状況にある方への適切な配慮は、3の「基本理念」の④で読み込める内容であると考えております。
99		説明会	障害者施設において、障害者からヘルパーが嫌がらせを受けることがあると聞いている。「障害者＝弱者」の前提では手落ちになるのではないか。	現在の規定で読み込める内容となっております	基本理念において、「全ての県民は、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人」としており、相互に人格と個性を尊重し合うことが重要と考えております。
100		説明会	他県の条例と比較した場合、宮城県の特色は何か。（質問）		差別的取扱いの禁止の対象に、障害がある方だけでなく、その家族や関係者を含めて規定している点が一つの特徴であると考えております。
101		説明会	精神障害者の地域移行には、グループホームの整備が欠かせないが、地域住民の理解が得られず難しい場合も多い。	御意見として賜ります	障害を理由とする差別を解消し、共生社会をつくっていくためにも、この条例の制定とそれに伴う普及啓発を通じて県民の理解につなげていきたいと考えております。
102		説明会	障害者にとって、自分と同じ障害を抱えている人が頑張っている姿は、はげみになり頑張れるので、集いの場があると勇気づけられる。	御意見として賜ります	今後の施策を考えるにあたっての参考とさせていただきます。

103			説明会	ガイドラインは条例の最終案と同時に出されるのか、それとも時間をかけて作成されるのか確認したい。 (質問)		ガイドラインは条例の施行日（令和3年4月1日）には公開できるようにしたいと考えております。なお、内容につきましては、必要に応じて、随時更新していきたいと考えております。	
104			説明会	ガイドラインの作成や、障害者施策の策定にあたっては障害者団体と相談しながら進めて欲しい。	御意見として賜ります	障害毎の特性や困っていること、配慮が必要なことに関する記述については、各団体の方々とも相談しながら進めていきたいと考えております。	
105			説明会	支援者の立場、身分を守る内容があると良い。	現在の規定で読み込める内容となっております	本条例では、差別禁止の対象に、障害のある人の関係者も加えており、支援者の方々もこの「関係者」に含まれます。	
106			説明会	内部障害は見えない障害であるが故に理解されずに差別を受けることがあるので、そのことへの配慮をしていただきたい。	ガイドライン作成時の参考といたします	ガイドラインには、内部障害についても盛り込みたいと考えております。	
107			説明会	この条例が制定された場合、実際に事務を行うのは市町村になるのか。	御意見として賜ります	本条例は宮城県の条例であるため、この条例の内容に関する事務を直接市町村が行う訳ではありません。ただし、県がこの条例に関し施策を策定し、実施するにあたっては市町村等と協力・連携して取り組むこととしております。	
108			説明会	ガイドラインの内容としてどのような内容を盛り込むことを考えているのか。	御意見として賜ります	ガイドラインには、障害毎の特性や困っていることの説明に加え、生活場面毎の差別的取扱いや合理的配慮の例示を盛り込みたいと考えております。	